



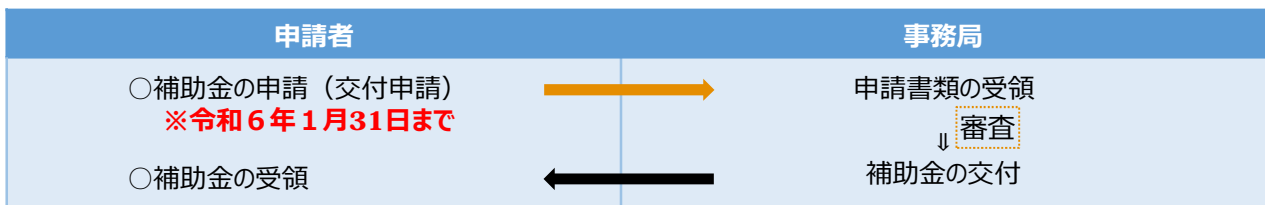
路線バス事業者 への燃料費補助（第2期）のご案内

大阪府では、長引く燃料価格高騰の影響を受ける路線バス事業者に対し、燃料価格の一部を補助します。

補助対象 事業者	大阪府内に事務所又は営業所を有する 路線バス事業者 ※1 ※1… 道路運送法第3条第1号イに規定する『一般乗合旅客自動車運送事業』を経営する者（ただし、「定期観光運送」のみを行う者を除く） ※（第1期）未申請者は、補助金交付申請書にその意向を示すことにより、（第1期）分と併せて申請することができます。
補助対象 車両	以下のすべてを満たす車両 ● 路線バス事業等の用に供されるもの ● 大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの ● 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの
補助金額	バス1台あたり 77,000円 ※ただし、令和4年4月1日以降、令和5年9月30日までの間に、「旅客の運賃」を増額改定した事業者については、その燃料費相当分を控除します
申請受付 期間	令和5年12月20日(水曜日) から 令和6年 1月31日(水曜日) まで

<申請の流れ>

- ・申請は事業者毎に行ってください。（1事業者1回限り）
- ・複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。



<申請方法>

- ・パソコン、スマートフォンで申請いただけます。下記、大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。
- ・速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・オンライン申請の場合、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

『路線バス事業者への燃料費補助（第2期）』に関する ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukeikaku/r5nenryo2/index.html>



- ※郵送による申請も可能です。府ホームページより申請書類を印刷して申請してください。レターパックライトによる郵送をお勧めします（提出期限は締切日当日消印有効です。）。詳細は府ホームページをご確認ください。
- ※持参による申請は受け付けておりません。

お問い合わせ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課「燃料費補助審査チーム」

メール：nenryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9273 受付時間：平日の9時30分から17時30分（電話の場合）

※お電話が繋がらない可能性があります。できるだけメールでお問合せください。